

重要事項説明書

ご説明日

令和 年 月 日

当訪問看護ステーションはご契約者様に訪問看護サービスを提供させていただく前に利用者様および、ご家族様と契約を締結させていただきます。

1. 事業者情報

事業者（法人）	更生保護法人 鶴舞会
法人の所在地	〒194-0005 東京都町田市南町田3丁目8番1号
代表者名	理事長 吉川 正男
電話番号	042-795-2080（代表）
FAX番号	042-799-4573（事務室直通）

2. 訪問看護ステーション 飛鳥 概要

事業所の名称	訪問看護ステーション 飛鳥
ステーション所在地	〒194-0045 東京都町田市南成瀬1丁目2番1号 成瀬駅前ハイツ団地 第1号棟-107号室
開設年月日	令和3年5月1日
指定事業所番号	1363290576
代表者名	管理者 佐瀬 雄二
サービス提供地域	事業所よりおおむね10Km以内の地域の対象者様
電話番号	042-739-1780
FAX番号	042-707-6034

3. 職員体制

職 種	業務内容	業務形態	人 員	
管理者(看護師)	業務全体の管理	常勤	1名	
職 員	看護師	訪問サービス担当	常勤	6名
		—	—	—
	准看護師	—	—	—
	精神保健福祉士	—	—	—

4. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。
営業時間	9:00～17:00まで

5. 事業目的

- (1) かかりつけ医（主治医）より、訪問看護サービスの利用指示があつて、当事業所と契約締結させていただいた利用者様に対して、訪問看護サービスを提供致します。
- (2) ご利用者様が居宅において、より自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的としております。

6. 運営方針

- (1) ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを提供致します。
- (2) 訪問看護サービスの提供に当たっては、人員の確保、従事者の教育、指導に努めます。
- (3) ご利用者様の主体性を尊重し、地域保健医療、福祉サービス等関係機関との積極的連携に努めていきます。

7. 運営理念

訪問看護ステーション 飛鳥は以下の運営理念を掲げ、訪問看護サービスを提供させていただきます。

(基本理念)

利用者さまが望む希望ある人生を送るために、私たちは支援します。

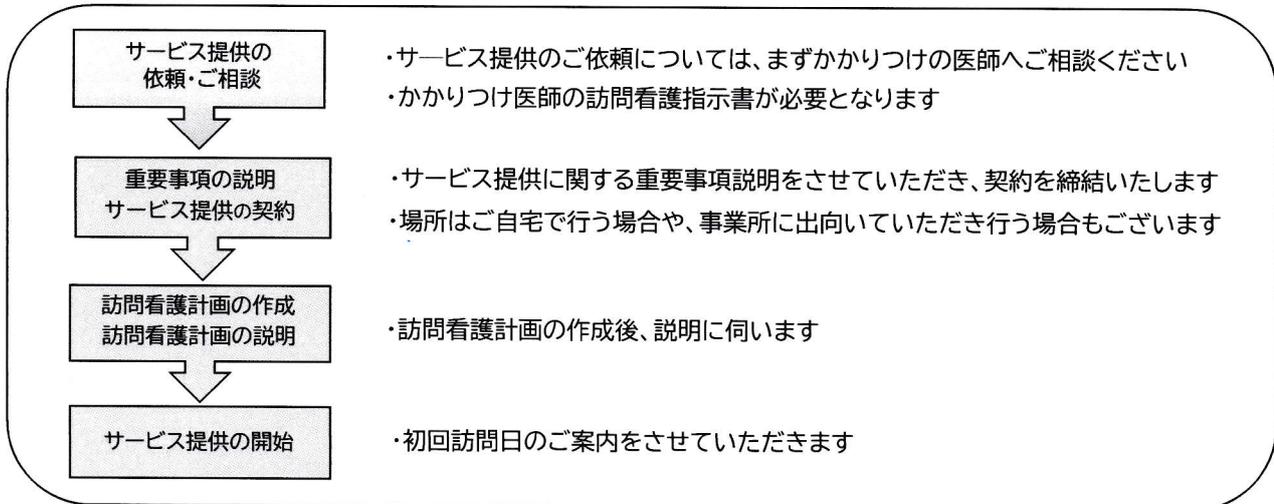
(看護理念)

- 一、私たちは、ご利用者さまが住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう支援します。
- 二、私たちは、ご利用者さま、ご家族さまの思いに寄り添った支援をします。
- 三、私たちは、安心安全な地域生活が送れるよう支援します。

8. サービス利用について

(1) サービスの利用開始

(医療保険の方)



(2) サービスの終了

- ・利用者様のご都合でサービスを終了する場合
- ・サービス終了を希望する日の10日前までにお申し出ください。
- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合は、終了予定日1か月前までに、文章で通知いたします。

自動終了について（以下に該当する場合）

- ①利用者様が医療機関や介護保険施設に入所になった場合
- ②医療保険から介護保険適応に変更となった場合
- ③介護保険において区分認定に変更があった場合
- ④利用者様が死亡された場合

※②③については再契約という形で継続契約が可能となります。

(3) サービスの契約解除

サービス料金の支払いについて催告したのにも関わらず、1ヶ月以上遅延された場合。

利用者様が当事業所や当事業所のサービス提供者に対し、本契約を継続しがたい背信行為を行った場合。

9. 看護師による禁止行為

- ①利用者様やご家族様からの贈り物や飲食等の授受
- ②ご利用者様の家族等に対するサービスの提供
- ③飲酒及び喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、利益活動等私的目的による活動全般
- ⑤訪問看護活動における全ての迷惑行為

10. 当事業所のサービスに関する相談・要望・苦情窓口について

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情に関しては、第一に当事業所の管理者が相談窓口となります。速やかに対応させていただきますので、当事業所管理者宛にご連絡下さい。
なお、第3者機関としての苦情窓口が町田市役所介護保険課・国民健康保険団体連合会にあります。

(苦情の受付)

- ①当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けております。

訪問看護ステーション 飛鳥	管理者	佐瀬 雄二 (さぜ ゆうじ)
	曜日・時間	月曜日から金曜日 (9:00から17:00)
	TEL	042-739-1780
	FAX	042-707-6034

- ②行政機関その他苦情受け機関

町田市役所	担当課名	いきいき健康部 介護保険課 (給付係)
	曜日・時間	月曜日から金曜日 (9:00から17:00)
	TEL	042-724-4366
	FAX	050-3101-6664
東京都国民健康保険団体連合会	担当課名	苦情相談窓口専用
	曜日・時間	月曜日から金曜日 (9:00から17:00)
	TEL	03-6238-0177

11. 守秘義務について

- ①事業者及びサービス事業者、従業員はサービスを提供するうえで知り得た個人情報、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務については、サービス契約終了後も継続致します。
- ②事業者及びサービス事業者は、利用者様に療養上または生命の維持に必要な場合には、他の医療機関等に利用者様に関する個人情報を提供させていただく場合がございます。
- ③①②の項目に関わらず、利用者様の訪問看護サービス上必要な連携に関して、他の事業所等へ個人情報を提供することについては、当事業所がサービス契約時に同意書を取得し同意を得るものと致します。

12. 個人情報保護について

訪問看護ステーション 飛鳥は信頼に応えるサービス提供に向けて利用者さまにより良いサービス提供のために、全職員が総力を集結して日々努力を重ねます。そのため、利用者様やご家族様、関係者様の個人情報については、適切に保護し管理することが必要不可欠であると考えております。

当事業所では、個人情報保護方針を利用者様へ契約時にご説明するとともに、利用者様やご家族様、関係者様について知り得た個人情報の利用目的を明確にし、同意書をいただいております。

13. 訪問看護医療DX（デジタルトランスフォーメーション）情報活用について

令和6年6月より居宅同意取得型のオンライン資格確認の導入が義務付けられました。保険証利用登録済みのマイナンバーカード、もしくは健康保険証の記号番号等により利用者様の医療情報を有効に活用することで、安心、安全で質の高い計画的な看護を行います。

14. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための措置を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

15. BCP（事業継続計画）について

当事業所は、災害や感染症発生などの緊急事態に直面した際に、被害を最小限にとどめながら、事業の継続、あるいは早期復旧をするための事業計画を策定しています。

16. 損害賠償について

当事業所ではサービス利用において、起こりうる事故等の発生防止について日々、職員の教育や技術の向上に努めております。しかし、万が一発生した事故等については、十分に調査を行い真摯に対応してまいりたいと考えております。

当事業所ではサービスの実施に伴い、職員のサービス提供において自己の責に帰すべき事由により起きた事故等に対応させていただくため、損害賠償保障に加入しております。

自己の責に帰すべき事由により利用者様に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではございません。

17. サービス利用料金のお支払いについて

利用者様の訪問看護サービス利用料金につきましてはご利用月分の利用料を翌月10日前後に請求書を発行し、自宅に郵送もしくは訪問時にお知らせいたします。

毎月末までに支払いをお願いいたします。

お支払い方法については、①銀行口座振替 ②訪問時に集金 のいずれかでお支払いをお願いしております。